

久喜市教科用図書選定委員会傍聴人規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、久喜市教科用図書選定委員会（以下「委員会という」）の会議（以下「会議」という）が、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の定員）

第2条 久喜市教科用図書選定委員会委員長（以下「委員長」という）は、傍聴席に余裕がないときや特に必要があると認めるときは、会議に諮って変更することができる。

2 傍聴の許可は先着順に行う。

（傍聴の手続き）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

（議場への入場禁止）

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号のいずれかに当たると認められた者は、傍聴を許さない。

- （1）銃器、刀剣、爆発物その他の危険なものを所持している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- （5）犬、猫、小鳥その他の動物を所持している者
- （6）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持している者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- （2）私語を交わし、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと
- （3）はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- （4）帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た者はこの限りでない

- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (7) その他、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真撮影および録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長が特に許可した者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、選定るときは、速やかに退場しなければならない。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、委員長の指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、委員長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

付則

この規則は、本会発足の日から施行し、解散する日までとする。